

議案第 90 号

桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市公共物使用等に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「算定した」を「前各項の規定により算定した」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 使用の期間が 1 月未満である場合の使用料の額は、別表の使用料の欄に定める金額に、当該使用の期間に相当する期間を同表使用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条の税率と当該税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率との合計に 1 を加えた数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 90 号 桐生市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市道路占用料徴収条例の改正に合わせ、桐生市が徴収する公共物使用料について、所要の改正を行おうとするものです。